

紙入札参加届

1 発注物件（業務）名

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。
（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。
（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加を致します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

入 札 説 明 書

空知森林管理署の「骨材単価契約」に係る入札公告に基づく一般競争契約等については、関係法令に定めるものの他、北海道森林管理局入札心得及びこの入札説明書による。

なお、北海道森林管理局競争契約入札心得は、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」に掲載しております。

(アドレス : <http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

入 札 書

令和6年 月 日

分任支出負担行為担当官

空知森林管理署長 武田 祐介 殿

(入札者)

住 所

商号及び名称

代表者氏 名

㊞

(代理人)

氏 名

㊞

¥

ただし、「令和6年度 岩見沢・夕張地区路床骨材単価契約」の代金内訳書及び項目別単価は別紙のとおり

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書を承知の上、入札します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 代理人による入札の場合は、入札者の㊞は不要とする。
- 4 上記ただし書きの物件名称は、各号の名称を記載して入札して下さい。(※入札書は物件毎に作成のこと)

別紙（1号物件）

内訳及び項目別単価

物件名 令和6年度 岩見沢・夕張地区路床骨材単価契約

入札金額の内訳

品名・規格	予 定 数 量 (m3)	単位当たり単価 (円/m3)	金 額 (円)
切込碎石 (0~80mm 級)	300		
計（入札金額）			

※上記に金額には、取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。

※単価には、運搬料金も含まれます。（プラント引き渡しの場合は除く）

令和6年度 岩見沢・夕張地区路床骨材単価契約書（案）

1. 予定総契約金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

2. 契約金額等

品名・規格	予定数量(m3)	単位当たり単価 (円/m3)	うち取引に係わる消費税及 び地方消費税の額(円)
切込砕石 (0~80mm 級)	300		

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

3. 契約期間 令和6年 月 日～令和6年12月27日

4. 納入場所

5. 契約保証金 免除

上記契約について、買受人 分任支出負担行為担当官 空知森林管理署長 武田 祐介
と売渡人 との間において次の条項により契約を締結し、その
契約成立の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

(甲) 岩見沢市3条東17丁目34番地
分任支出負担行為担当官
空知森林管理署長 武田 祐介

Ⓜ

(乙)

Ⓜ

契 約 条 件

(総則)

第1条 買受人(以下「甲」という)及び売渡人(以下「乙」という)は、この契約条件に従い、日本国の法律を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は甲が発行する注文書により、頭書の契約物品を注文書の納入場所へ、注文書の納入期限内に納入し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約に属する権利又は義務を、甲の承認を得ないで、第三者に譲渡、継承又は担保に供してはならない。

(甲の指示)

第3条 乙はこの契約を履行するについて、売買契約上必要な慣行に属する事項又は、この契約に関して疑義を生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

(変更及び中止)

第4条 甲は、必要がある場合は、注文書の内容を変更し、もしくは注文を一時中止し、または打切ることができる。

2 第一項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害額は、甲、乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は第1条第2項に基づき、注文書の物件を納入したときは直ちにその旨を甲に通知し、甲又は甲の命じた職員をして乙の立会のうえ、注文書及び運搬伝票に基づき検査を受けるものとし、検査に合格したときをもって、物件の引渡を完了したものとする。

2 前項の検査は、甲が乙より第1項の通知を受けた日から10日以内に乙の立会のうえ行うものとする。この場合において乙が立会わないときは、乙の立会のないまま検査を行うことがあっても、乙は検査の結果に対し、異議を申立てることができないものとする。

3 検査に合格したときをもって、乙から甲に物件の引渡し完了し、所有権が移転したものとする。

(検査不合格の場合)

第6条 乙は前条の検査の結果、不合格のものがあつたときは、甲の指定した期限内に納入し、前条の検査を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による場合)

第7条 乙は天災その他不可抗力により、納入期限内に物件を納入することができない

ときは、甲に納入期限の延長を請求することができるものとする。

- 2 甲は前項の場合において、その理由が正当と認めるときは納入期限を延長し、その旨を書面により乙に通知するものとする。

(乙の履行延長等による違約金)

第8条 甲は乙の責に帰する理由により、物件の全部、又は一部について納入期限内に納入することができない場合において、納入期限後に納入する見込みがあると認めるときは、甲は納入期限を延長することができる。

- 2 前項による遅延違約金は、未納物件に対して、納入期限の翌日から起算して、納入の日までの遅延日数に応じ、年率**3.0**パーセントの割合で計算した金額とする。
- 3 第5条の規定により、物件を代品と引換え、又は補修のうえ納入した場合において、同条の規定による甲の指定した期限内であっても、頭書に規定する納入期限を越えたときは、前項の規定に準じて遅延金を徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 物件を納入するまでの間に生じた一切の損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は、自らの選択により、乙に対して本契約物品の補修、代替物の引渡しに又は不足分の引渡しによる履行(以下単に「履行の追完」という。)を請求することができる。

ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の規程において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

(売買代金の支払)

第 11 条 売買代金は第 5 条の規定により、物品の全部又は部分の所有権が甲に移転した後、乙は検査に合格した数量に契約単価を乗じた適法な支払請求書を甲に掲出し、甲は受理した日から 30 日以内に乙に口座振込により支払うものとする。

2 甲が前項に定めた支払期限までに代金を支払わない場合は、甲の期限の翌日から起算して支払当日までの日数に応じ売買代金に対し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 8 条第 1 項の規定による財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を乙に口座振込により支払うものとする。

3 甲が第 1 項の期限までに支払をしないことが、天災その他やむを得ない事由による場合は、その事由の継続する期間は前項の遅延日数に算入しないものとする。

(検査の遅延)

第 12 条 甲が第 4 条に規定する期限までに検査しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前条第 1 項の支払期間の日数から差引くものとし、又この遅延期間の日数が、支払期間の日数を超える場合は、その越える日数に応じ、前条の規定に準じ遅延利息を乙に支払うものとする。

2 前条第 3 項の規定は前項の場合に準ずる。

(甲の解除権)

第 13 条 次の各号の何れかに該当する場合は、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約上の義務を履行せず又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めたとき。

(3) 天災その他不可抗力以外の理由により、乙が契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、これにより生ずる乙の損害は、一切保証しない。

3 第 1 項の規定により契約を解除した場合において、納入場所に納入された物品があるときは、甲は、第 5 条第 1 項の検査に合格したものについては、甲の所有とし、代金を支払うものとする。

(乙の解除権)

第 14 条 乙は、甲が次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 甲が契約に違反したとき。

(2) 第 4 条第 1 項に規定する注文の中止期間が契約期間の 3 分の 2 以上に達したとき。

(違約金)

第 15 条 第 13 条第 1 項の規定により解除した場合、乙は予定金額（予定数量に契約単価を乗じた金額）の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 13 条に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 14 条の規定により解除した場合、乙は甲に対し、損害を請求することができる。

その場合の損害額は、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

（債権債務の相殺）

第 16 条 甲はこの契約により、乙より甲に支払うべき債務が生じたときは、売買代金と相殺することができる。もし乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額より超過するときは、乙はその不足額について、甲の指示するところにより、これを納入しなければならない。

（契約外事項）

第 17 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決）

第 18 条 この契約について紛争が生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

2 第三者については、甲・乙協議により選定するものとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

1. 本調達に係る資材の規格・数量等は下表のとおりとする。

物件番号	地区名	品名・規格	数量 (m3)	備考
1	岩見沢・夕張	切込碎石 (0~80mm 級)	300	プラント引き渡し

注) 予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

注) 上記規格・品質は、同等品以上（同価格以上）であるものに限る（双方協議に基づくもの）

2. 注文・引き渡し

注文に関しては、注文書に基づき行うものとする。なお、緊急に注文を要する場合は、電話等によることも可能とする。

引き渡しの際は、伝票の発行を都度行うこととし、受領職員（監督）もしくは検査職員への引き渡し・検印（署の指定された者を含む）を受ける。

なお、署による製品検査を行う場合は、署の指示により確認に立ち会うこととする。

3. その他

1) 製品に関しては、試験成績報告書等の提出を行うこととする。

2) 夕張市、岩見沢市、栗山町、由仁町、長沼町に存する国有林での事業で使用を行う予定であるため、原則、当該地にプラントもしくは堆積場を拠点とする。

別紙4

(例)
注 文 書

年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇殿

分任支出行為担当官
空知森林管理署長 武田 祐介

令和〇〇年〇月●●日付けで貴社と契約した「令和〇〇年度 ●●地区骨材単価契約」に基づき、下記のとおり注文するので指定した場所に期限まで納入されたい。

なお、委細については、受領職員の指示に従うとともに、納入後は立会のうえ、本注文書及び運搬伝票に基づき検査職員の検査を受けられたい。

記

区分	納入場所	納入数量 (m3)	納入期限	受領職員	検査職員	備考
1			年 月 日			
2						
3						
4						
5						
計						